

## 評価委員会での指摘事項及び事業者の対応【委員】

配慮基準の「ウ 地形・地質」

指摘事項	事業者の回答
同じ敷地内における施設移転ということですので新旧の施設建設場所の地質や地盤に大きな違いはないか。	新建設場所は一部が廃掃法の指定区域であるため新たに土質・地質調査を実施したところであり、この調査結果に基づいて計画をしております。
地盤調査時のボーリング掘削およびボーリング試料の採取時には、力学的あるいは化学的な乱れや汚染がないように配慮しているか。	スコープで深度 1.5mまで試掘した後、ロータリー式試錐機を用いてボーリングを実施しました。掘進作業中は速度・ポンプ圧・泥水色の変化等に十分注意しました。調査終了後は孔内を発生土で充填して閉塞しました。
ボーリング柱状図および地盤調査の結果について過去における既設施設の建設時と比較し、短期・長期にわたる力学的な安全性、地下水の水位・水質などについて検討しているか。	土質・地質調査時に採取した土質サンプルを使い検討しております。また、一部が指定区域であるため、「最終処分場跡地形質変更に係る施工ガイドライン」に基づき地下水等のモニタリングを実施し生活環境の保全を図ります。
建屋基礎の安定性は支持杭などによって確保するものと推察されますが新設時には既設建屋の建設時および運転開始後の結果を踏まえた基礎・施工形式としているか。	建設地は過去に建屋があった場所ですので既存杭（撤去済）を考慮した施工計画としています。

